

立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 23 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗原 寛

理由

組織の見直しをするため。

立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

第1条 立川市教育委員会職員職名規程（昭和51年立川市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(職層名の適用区分)</p> <p>第4条 参事は、立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第3条第1項から第4項までに規定する部長、課長、担当課長、センター長、館長及び統括指導主事（以下「部課長等」という。）の職層名とする。</p> <p>2 ……略……</p> <p>(職務名)</p> <p>第5条 職務名は、部課長等及び係長等にあつては規則第2条に規定する委員会事務局の部、課、センター、図書館（以下「部課等」という。）及び係の名称に部課長等名又は係長等名、その他の職員にあつては部課等又は立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める学校の名称に別表に定める名称を付したものとす。ただし、統括指導主事にあつては委員会事務局統括指導主事、指導主事にあつては委員会事務局指導主事とする。</p>	<p>(職層名の適用区分)</p> <p>第4条 参事は、立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第3条第1項から第4項までに規定する部長、課長、担当課長、センター長、館長、<u>主任指導主事</u>及び<u>統括指導主事</u>（以下「部課長等」という。）の職層名とする。</p> <p>2 ……略……</p> <p>(職務名)</p> <p>第5条 職務名は、部課長等及び係長等にあつては規則第2条に規定する委員会事務局の部、課、センター、図書館（以下「部課等」という。）及び係の名称に部課長等名又は係長等名、その他の職員にあつては部課等又は立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める学校の名称に別表に定める名称を付したものとす。ただし、<u>主任指導主事</u>にあつては<u>委員会事務局主任指導主事</u>、<u>統括指導主事</u>にあつては<u>委員会事務局統括指導主事</u>、<u>指導主事</u>にあつては<u>委員会事務局指導主事</u>とする。</p>
<p>第2条 立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程（平成29年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。</p>	<p>第2条 立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。</p>

改正後	改正前
<p>(標準的な職)</p> <p>第2条 地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の</p>	<p>(標準的な職)</p> <p>第2条 地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の</p>

表の左欄に掲げる職制上の段階の区分に応じ、同表の右欄に掲げる標準的な職とする。

職制上の段階	標準的な職
…略…	
規則第3条に規定する課長、担当課長、センター長及び統括指導主事並びに館長であって、職名規程第3条に規定する職員が属するもの	課長
…略…	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

表の左欄に掲げる職制上の段階の区分に応じ、同表の右欄に掲げる標準的な職とする。

職制上の段階	標準的な職
…略…	
規則第3条に規定する課長、担当課長、センター長、主任指導主事及び統括指導主事並びに館長であって、職名規程第3条に規定する職員が属するもの	課長
…略…	